

# 鶴田町について

鶴田町は、津軽平野のほぼ中央に位置し、南西に秀峰岩木山を望み、町の中央を岩木川が流れる郷愁を誘う田園風景が広がっています。この恵まれた自然環境を活かし、稲作とりんご栽培を中心とした農業を主産業に歩んできました。昭和40年代から転作作物として導入されたブドウ「スチューベン」が作付面積、生産量ともに日本一を誇るほどになり、町を代表する特産品となっています。

また、アメリカ合衆国オレゴン州フッドリバー市や鹿児島県さつま町との交流事業を推進しており、次代を担う人材の育成に努めています。

ほかにも、米文化の継承を通して正しい食習慣の普及と健康増進を図るため、平成16年に全国に先駆けて「朝ごはん条例」を制定し、町が一丸となって健康長寿のまちづくりに取り組んでいます。

当町では、特色ある地域資源を活かし、「健康で共に助け合う住みよいまちづくり」を目指しています。

### 鶴田町ふるさと納税寄附金について

「鶴田町ふるさと納税寄附金」は、皆さまが鶴田町を応援したいと鶴田町に寄附した場合に、 現在お住まいの自治体の住民税(県民税・市町村民税)などを、寄附金額に応じて一定額控除す るものです。

詳しくは、総務省ふるさと納税ポータルサイトをご覧ください。

サイトURL

http://www.soumu.go.jp/main\_sosiki/jichi\_zeisei/czaisei\_seido/080430\_2\_kojin.html

# お申し込み方法

寄附申込書に必要事項をご記入のうえ、郵便、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法で 下記の連絡先までお知らせください。

〈連絡先〉

青森県鶴田町役場 企画観光課 まちづくり班

(住所) 〒038-3595 青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字早瀬200番地1

(電話) 0173-22-2111 (内線261) (FAX) 0173-22-6007

## 納入方法

### 1 ゆうちょ銀行または郵便局からの納付

申込書をいただいた後、払込取扱票をお送りしますので、最寄りのゆうちょ銀行または郵便局でお振り込みいただきます。 (手数料はかかりません。)

#### 2 指定金融機関からの納付

申込書をいただいた後、納入通知書をお送りしますので、以下の町指定金融機関の本支店で納入していただきます。(手数料はかかりません。)

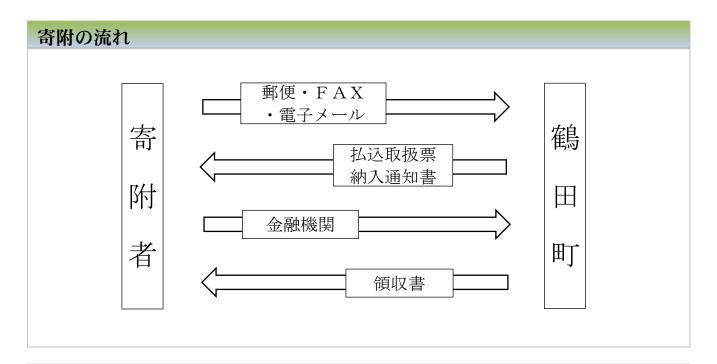
青森銀行、みちのく銀行、青い森信用金庫、つがるにしきた農業協同組合の本店または県内の 各支店

#### 3 指定口座への振り込み

申込書をいただいた後、指定の口座(青森銀行)をお知らせいたしますので、振り込みしていただきます。 (振込手数料は寄附者負担となります。)

#### 4 現金書留による納付

上記連絡先宛に現金書留で送付していただきます。 (現金封筒代及び郵送料は寄附者負担となります。)



# ワンストップ特例制度について

### 1 ワンストップ特例制度について

ふるさと納税寄附金について税控除を受けるには、原則確定申告が必要です。

ワンストップ特例制度は、給与所得者等一定の要件を満たす方が、ふるさと納税を行う場合に 鶴田町へ申告特例の申請をすることで、確定申告をせずに住民税と所得税の控除額を合わせた額 が、お住まいの市区町村に納めるべき住民税の額から控除される特例制度で、控除手続きを簡素 化するメリットがあります。

### 2 ワンストップ特例制度の対象となる方

ワンストップ特例による税控除手続きを選択できるのは、お勤め先で年末調整を行う給与所得者の方など、確定申告も町・県民税の申告も必要がないと見込まれる方です。

#### 3 特例申請に当たっての注意事項

- ・確定申告または市・県民税申告が行われた場合はワンストップ特例申請がなかったとみなされます。
- ・ワンストップ特例が適用されるのは、特例申請を行う寄附先の自治体が5団体までに限られます。
  - 5団体を超えて特例申請がなされた場合は、特例申請がなかったものとみなされます。
- ・特例申請後に住所が変更となる場合は、特例申請書を提出した寄附先の自治体への「市町村民税・道府県民税寄附金税額控除に係る申告特例申請事項変更届出書」の提出が必要です。

変更届出書の提出を行わなかった場合は、特例申請による寄附金控除の通知が、寄附をした年の翌年の1月1日における住所地の市町村以外の市町村に送付され、その寄附の特例申請はなかったものとみなされます。